



中国のカーボンニュートラル ～主要な政策文書からみた今後の見通し

リサーチ&アドバイザー部

メインピックス..... 2

中国のカーボンニュートラル～主要な政策文書からみた今後の見通し..... 2

- 2020 年 9 月に習近平国家主席は国連総会において「3060」目標を発表して既に 1 年が経過した。中国国内では、既に目標の合理性や達成可否に対する検証が一段落しており、その次のステップとして、目標達成に向けてのロードマップの策定に中央政府と地方政府、並びに各業界団体が対応している。
- こうした背景のもとで、中国共産党中央委員会と国務院は 10 月 24 日、『新発展理念を完全・正確かつ全面的に貫徹し、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの目標への実現を徹底にする意見』(以下「意見」)を発表した。「意見」では、2030 年までの炭素排出のピークアウトと 2060 年までのカーボンニュートラルのいわゆる「3060」目標達成に向けた今後の取り組みを列挙し、2025 年、2030 年、並びに 2060 年の三つの時点までに達成すべき具体的な数値目標を設定した。国務院はその直後の 10 月 26 日、『2030 年にかけてのカーボンピークアウトにおける行動方案』(以下「方案」)を発表し、カーボンピークアウトを実現するための「十大目標」とロードマップが記載された「意見」の後続文書として、2030 年までの実施ルートを明確にした。
- 2021 年 3 月 10 日付の経済週報第 492 期では、「中国のカーボンニュートラル目標に向けて～最近の取り組みと課題」を題に発刊し、「3060」目標を発表した直後の関連動向をいち早くレビューした。本稿では、「意見」を中心に、カーボンニュートラル目標に向けたロードマップ策定に関する動向、並びに今後の見通しを分析する。

人事労務コンサルティング情報/中智上海 10

「客観的状況に重大な変化が生じた」ことを理由とする労働契約の解除～ 10

- 労働契約法第 40 条(3)には、「労働契約締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じた」場合、使用者から労働契約を解除できると規定しています。一部の企業では、この規定を利用し、結果的に違法解除となってしまうケースが見られます。そこで今回は、「客観的状況に重大な変化が生じた」の判断基準について解説します。

規制動向 12

習近平主席の第四回中国国際輸入博覧会開会式講演 12

「環境保護総合リスト(2021 年版)」の発表に関する通知 12

コラム..... 13

中国新エネ車・普及率目標決定～【通達】国発「2021」23 号通達について～ 13

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021 年 11 月) 14

メインピックス

中国のカーボンニュートラル～主要な政策文書からみた今後の見通し

2020年9月に習近平国家主席は国連総会において「3060」目標を発表して既に1年が経過した。中国国内では、既に目標の合理性や達成可否に対する検証が一段落しており、その次のステップとして、目標達成に向けてのロードマップの策定に中央政府と地方政府、並びに各業界団体が対応している。

こうした背景のもとで、中国共産党中央委員会と国務院は10月24日、『新発展理念を完全・正確かつ全面的に貫徹し、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの目標への実現を徹底にする意見』(以下、「意見」)を発表した。「意見」では、2030年までの炭素排出のピークアウトと2060年までのカーボンニュートラルのいわゆる「3060」目標達成に向けた今後の取り組みを列挙し、2025年、2030年、並びに2060年の三つの時点までに達成すべき具体的な数値目標を設定した。国務院はその直後の10月26日、『2030年にかけてのカーボンピークアウトにおける行動方案』(以下「方案」)を発表し、カーボンピークアウトを実現するための「十大目標」とロードマップが記載された「意見」の後続文書として、2030年までの実施ルートを明確にした。

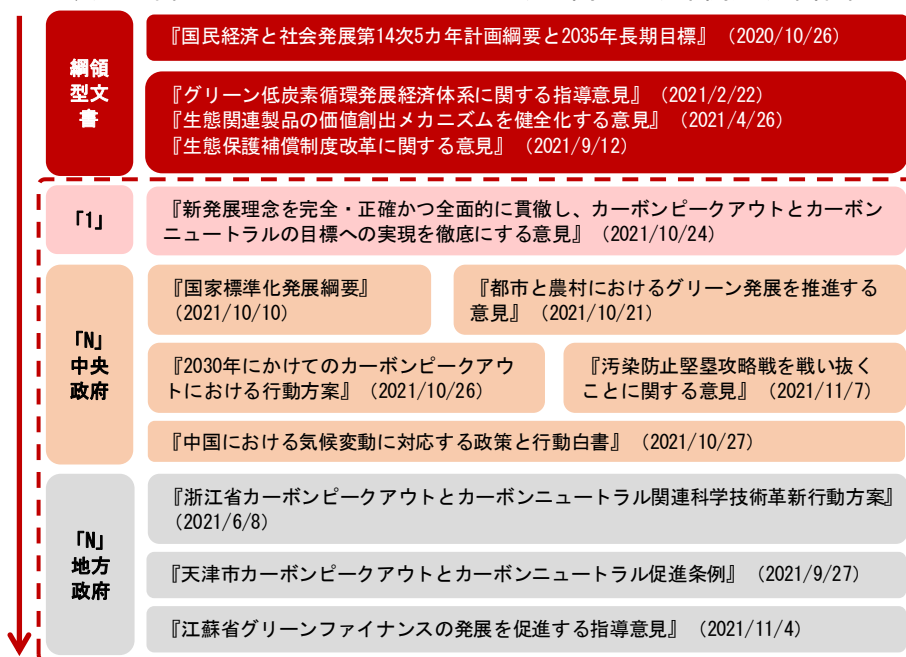
2021年3月10日付の経済週報第492期では、「中国のカーボンニュートラル目標に向けて～最近の取り組みと課題」¹を題に発刊し、「3060」目標を発表した直後の関連動向をいち早くレビューした。本稿では、「意見」を中心に、カーボンニュートラル目標に向けたロードマップ策定に関する動向、並びに今後の見通しを分析する。

I. カーボンニュートラル目標に関する政策体系と「意見」の位置づけ

中国におけるカーボンニュートラル目標に向けた政策体系

中国では最近、カーボンニュートラル関連の政策体系の構築が急速に進められている。「意見」と「方案」のほか、中国共産党中央委員会と国務院が10月10日付に発表した『国家標準化発展綱要』と、中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁が10月21日付に発表した『都市と農村におけるグリーン発展を推進する意見』の中でも「3060」目標に向けての具体策が含まれており、ロードマップ策定に寄与するとみられる。また、各地方政府も最近地域性のカーボンニュートラル関連の政策やロードマップを発表しており、現時点では、天津市、北京市、浙江省、内モンゴル自治区を初めとする地域では既に発表済みである。

図表1 中国におけるカーボンニュートラル関連の政策関連政策体系



(出所) 各種報道より MUFG (China) 作成

¹ https://reports.mufigsha.com/File/pdf_file/info001/info001_20210311_001.pdf

「意見」の主要なポイント

「意見」では、2030年までにカーボンピークアウト、2060年までにカーボンニュートラルを必ず実現することを改めて明確にしたうえで、「全国統一に計画、節約を優先、政府と市場の両輪駆動、国内外の連携、リスク防止」といった原則に従い、全国範囲での経済社会のグリーン化推進を始めとする「十大目標」とそれぞれの実施要点計31項目を発表した。カーボンニュートラル目標の実現に向けた「1+N」政策体系の「1」として、「意見」はそれらの最も高い位置づけとし、今後各業界の関連政策と制度も「意見」に従って策定するとみられる。具体的には、数値目標として図表1の通り、2025年までに重点産業のエネルギー利用効率の向上を図り、2030年までに重点エネルギー消費産業のエネルギー利用効率を国際先進水準にまで引き上げるとともにカーボンピークアウトを実現し、2060年までにエネルギー利用効率を国際先進水準に到達させ、カーボンニュートラル目標を実現するとした。

図表2 「意見」の数値目標

	GDP万元当たり エネルギー利用量	GDP万元当たり 二酸化炭素排出量	非化石エネルギー 消費比率	風力・太陽光 発電設備容量	森林カ バー率	森林 蓄積量
2025年	2020年比13.5%減	2020年比18%減	20%前後	-	24.1%	180億m ³
2030年	-	2005年比65%以上減	25%前後	12億kW以上	25%前後	190億m ³
2060年	-	-	80%以上	-	-	-

(出所) 「意見」より MUFG (China) 作成

「十大目標」の内容は以下の通り。①経済社会発展におけるグリーン転化への推進、②産業構造調整の深化、③クリーン低炭素かつ安全性と効率性が高いエネルギーシステムの形成、④低炭素交通輸送システムの建設の加速、⑤都市部・農村部グリーン低炭素発展の質的向上、⑥グリーン低炭素関連重大科学技術開発と普及応用への強化、⑦カーボンシンク(Carbon Sink)能力の持続的向上、⑧グリーン低炭素発展における対外開放レベルの向上、⑨関連法律法規と標準・統計・監督測定システムの健全化、⑩関連政策制度の完備が挙げられており、最後に中央・地方政府による徹底的な執行の重要性が強調され、進捗状況を毎年、中国共産党中央委員会と国務院に報告するよう要求されている。

1. 経済社会発展におけるグリーン転化への推進

- (1) グリーン低炭素発展における計画性を強化し、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの目標を**経済社会発展の長期計画に導入**する。
- (2) グリーン低炭素発展における地域的配置を最適化し、重要なインフラ施設や重大な生産基地と公共資源の配置の最適化を推進し、カーボンピークアウトとカーボンニュートラル目標の実現に有利な国土開発と環境保護を追求する。
- (3) グリーンな生産方式の形成を加速し、省エネルギー・温室効果ガスの排出削減を大いに推進し、クリーン生産の普及と循環経済の発展を加速する。資源の総合利用を強化し、グリーン低炭素の商品供給と関連消費を拡大し、グリーン低炭素のライフスタイルを提唱する。グリーン低炭素の社会行動モデルを形成し、国民教育体系への組み入れを通じて、全社会の共通認識として定着させる。

2. 産業構造調整の深化

- (4) 産業構造の最適化とグレードアップを推進する。農業のグリーン発展を加速し、農業の炭素固定化効果を促進する。**エネルギー、鉄鋼、非鉄金属、石油化学、化学工業、建材、交通、建築等の分野のカーボンピークアウト実施案を制定**する。省エネルギー・低炭素化を方向性とし、産業構造調整指導目録を改訂する。鉄鋼、石炭の生産能力を定期的に検査し、過剰生産能力削減の成果を強固にする。工業分野の低炭素生産プロセスの革新とデジタル化への転換を加速する。**カーボンピークアウトにおけるパイロットパークの建設を展開**する。商業貿易の流通、情報サービス等のグリーンモデルチェンジを加速し、サービス業の低炭素発展水準を向上させる。
- (5) 高エネルギー消費と高温室効果ガス排出プロジェクト(以下「両高」)の盲目的な発展を断固停止させ、鉄鋼、セメント、板ガラス、電解アルミニウム等のプロジェクトについては、生産能力の等量または減量を厳格に実施し、

石炭火力発電、石油化学、石炭化学工業等の生産能力コントロール制度を導入する。国家産業計画に組み込まれていない石油精製とビニール、キシレン、石炭オレフィンの新規増築プロジェクトを行ってはならない。「**両高**」の認定基準を引き上げ、生産能力過剰に対する分析や窓口指導を強化する。

- (6) グリーン低炭素産業の発展に注力し、次世代情報技術、バイオ技術、新エネルギー、新材料、ハイエンド装備製造、新エネルギー自動車、グリーン環境保護及び航空宇宙飛行、海洋装備等の戦略的新興産業の発展を加速する。グリーン製造システムを普及し、インターネット、ビッグデータ、人工知能、第5世代移動通信(5G)等の**新興技術とグリーン・低炭素産業の深度融合を推進**する。

3. クリーン低炭素かつ安全性と効率性が高いエネルギーシステムの形成

- (7) **エネルギー消費の強度と総量のダブルコントロールを強化**する。省エネルギーを優先するエネルギー発展戦略を堅持し、エネルギー消費と二酸化炭素排出強度を厳格にコントロールし、エネルギー消費総量を合理的な範囲内に収める。産業配置、構造調整、省エネルギー審査とエネルギー消費のダブルコントロールをしっかりと連携させ、エネルギー消費の強度低下の目標達成状況が厳しい地区に対して、新規プロジェクトへの制限やエネルギー消費量の等量または減量を実施する。省エネ監察と法律執行を強化し、エネルギー消費及び二酸化炭素排出抑制の目標分析を強化し、厳格に責任を持って審査を実施し、評価する。**メタン等の非二酸化炭素温室効果ガスへの規制を強化**する。
- (8) **エネルギー利用効率を大幅に向上**させる。省エネを経済社会の発展の全過程と各分野に貫き、工業、建築、交通運輸、公共機関等の重点分野の省エネを持続的に深化させ、データセンター、新型通信等の情報化インフラのエネルギー利用効率のレベルアップを図る。エネルギー管理体系を健全化し、重点エネルギー単位の省エネ管理と目標責任を強化する。国際先進水準を目指し、省エネ・炭素削減の改造・アップグレードを加速する。
- (9) 化石エネルギーの消費を厳しく抑える。石炭の減量のペースを加速させ、**第14次五カ年計画期間中に消費増加を厳しく抑制し、第15次五カ年計画期間中に徐々に減少させる**。石油消費については第15次五カ年計画期間中にピークアウトを達成させる。石炭火力発電の発展を統一的に調整し、電力供給ピーク時の供給能力を確保する。石炭火力発電の発電容量を厳しくコントロールし、現役のユニットの省エネ化グレードアップを目的とする柔軟性のある改造を加速する。**シェールガス、炭層ガス、タイトオイル・ガス等の非在来型石油ガス資源の規模化の開発を加速**する。リスクコントロールを強化し、エネルギーの安全でかつ安定した供給を確保する。
- (10) 非化石エネルギーを積極的に発展させ、**風力、太陽光、バイオマス、洋上、地熱等の再生可能エネルギー源を開発**し、非化石エネルギーの消費比率を絶えず向上させる。集中型と分散型エネルギーの開発の両方を重要視し、**風力と太陽光エネルギーの地産地消を優先**する。土地に応じて水力を開発し、原子力発電の安全性確保と秩序ある発展に積極的に対応する。バイオマスを合理的に利用し、揚水発電と新型エネルギー貯蔵技術の規模化、応用の推進を加速する。**水素エネルギーの製造・貯蔵・輸送の全産業チェーンの発展を計画的に推進**する。新エネルギーを主体とする新型電力システムを構築し、高割合の再生可能エネルギーに対する電力網の利用と制御能力を向上させる。
- (11) エネルギー体制の構造改革を深化させる。**電力市場化の改革を全面的に推進し、配電を独立の市場主体として育成を加速し、中長期市場、現物市場と補助サービス市場の接続メカニズムを充実させ、市場化取引規模を拡大**する。送電網体制の改革を推し進め、再生可能エネルギーを使用することを主とする増分電力網、マイクロ電力網、分散型電源の市場主体的地位を明確にする。**エネルギー貯蔵とピーク調整能力を基礎として支える新たな発電容量開発メカニズムの形成を加速**する。電力等のエネルギー品種の価格市場化の形成メカニズムを完備させ、**省エネルギーに有利な電気価格の改革を行い**、電気価格構造に順応し、競争性のある分野の電気価格を全面的に開放する。石炭、天然ガス等の市場化改革を推し進め、エネルギー統一市場の整備を加速させる。

4. 低炭素交通輸送システムの建設の加速

- (12) 交通輸送のエネルギー利用構造を最適化する。総合的な立体交通網の建設を加速し、多種類の連絡輸送を強力に発展させ、鉄道・水路の総合運送における運送比率を高め、輸送分野のエネルギー消費と二酸化炭素

排出強度を持続的に低下させる。旅客輸送組織を最適化し、旅客輸送企業の規模化、集約化経営を図る。グリーン物流の発展を加速し、輸送資源を統合し、利用効率を向上させる。

- (13) 省エネルギー・低炭素型交通手段を普及させる。新エネルギーとクリーンエネルギーの車両の発展を加速し、スマート交通を普及させ、鉄道の電氣化改造と水素ステーションの建設を推進し、AMP(船舶代替電力供給)を促進する。電氣自動車向け電池交換ステーションのネットワーク化を加速する。輸送機械のエネルギー利用効率に関する基準を引き上げ、輸送機械の同基準達成に関する表示制度を健全化する。
- (14) 国民や企業に対して、移動の低炭素化を積極的に誘導する。都市モノレール、バス専用道、快速バスシステム等大容量の公共交通インフラの建設を加速し、自転車専用道路と歩道等の都市スロームーヴシステムの建設を強化する。法律、経済、技術、行政等様々な手段を総合的に運用し、都市交通渋滞対策に力を入れる。

5. 都市部・農村部グリーン低炭素発展の質的向上

- (15) 都市部と農村部を建設管理する際に低炭素発展モデルへの転換を推進する。都市の建築面積の発展目標を合理的に計画し、高エネルギー消費の公共建築の管理を厳格に行う。工事建設の全過程のグリーン化を実施し、建築解体管理制度を健全化し、大解体・大建設を根絶する。グリーンコミュニティの建設を加速する。農村については、県と農村のグリーン低炭素発展を推進する。
- (16) 省エネルギー・低炭素建築を強力に発展させる。新築建築の省エネ基準を高め、超低エネルギー消費、エネルギー消費が極めて小さい(ゼロに近い)低炭素建築の規模化発展を加速させる。都市インフラの省エネ改造に注力し、建築の省エネルギー低炭素レベルを向上させる。建築エネルギー消費限度額の管理を段階的に展開し、建築エネルギー利用効率評価標識を普及し、建築分野の低炭素発展実績評価を展開する。グリーン低炭素建築材料を全面的に普及させ、建築材料の循環利用を推進する。緑の農園を発展させる。
- (17) 建築用エネルギー利用構造の最適化を急ぐ。再生可能エネルギーの建築分野への応用を深化させ、建築用電氣化と低炭素化を加速させる。屋根を利用した太陽光発電パネルの普及キャンペーンを実施し、オール電化を推進する。北部の都市を中心に、熱電共同供給の推進を加速し、工業余熱を利用した熱供給の規模化を加速し、原子力発電所の余熱を利用した熱供給を推進する。当地の状況に応じて、ヒートポンプ、ガス、バイオマス、地熱等といったクリーンな低炭素熱供給を推進する。

6. グリーン低炭素関連重大科学技術開発と普及応用への強化

- (18) 基礎研究と先端技術の創出を強化する。カーボンピークアウトとカーボンニュートラル目標に向けた技術発展ロードマップを作成し、低炭素・ゼロエミッション・マイナスエミッション関連の新材料、新技術、新設備に関する研究を推進する。気候変動の要因と影響、カーボンシンクに関する基礎理論と方法論の研究を強化する。高効率太陽電池、再生可能エネルギーによる水素作製、ゼロエミッション生産プロセスの再構築等の低炭素先端技術に関する研究を実施する。人材育成を重視し、大学や研究機関にカーボンピークアウトとカーボンニュートラルに関連する学科の増設を奨励する。
- (19) 先進的な応用技術の開発と普及を加速する。風力発電、太陽光発電の大規模なシステムを支えるスマートグリッド技術を深く研究する。電氣化学、圧縮空気等の新型エネルギー貯蔵技術、並びに水素の生産、貯蔵、応用段階での重要な技術の研究開発と大規模な応用を強化する。工業パークでの省エネルギー・低炭素技術を普及させ、エアロゲル等の新材料、並びにCCSとCCUS技術に関する研究開発と産業化応用を推進する。グリーン低炭素技術評価、取引システムと科学技術革新サービスプラットフォームを確立し、完備させる。

7. カーボンシンク(Carbon Sink)能力の持続的向上

- (20) 生態系のカーボンシンク能力を強化する。既存の森林、草原、湿地、海洋、土壌、凍土、岩溶等の炭素固定化効果を安定させる。新規建設用地の規模を厳しく抑制し、都市農村の建設用地の活用を促進する。土地使用基準を厳格に執行し、節約集約地評価を強化し、節地技術と節地モデルを普及させる。
- (21) 生態保護修復の重要な工事を実施し、大規模な国土の緑化活動を推し進め、耕地返林の成果を強固にし、森林品質の精確な向上プロジェクトを実施し、森林面積と蓄積量を持続的に増加させる。炭酸塩岩(カルスト岩石)を利用したカーボンシンクの開発と利用を積極的に推進する。

8. グリーン低炭素発展における対外開放レベルの向上

- (22) グリーン貿易システムの構築を加速する。貿易構造を持続的に最適化し、高品質、高技術、高付加価値のグリーン製品貿易を発展させる。関連する輸出政策を充実させ、「両高製品の輸出を厳格に管理し、環境保護に資する低炭素製品、省エネルギーサービス、環境保護サービス等の輸入を積極的に拡大する。
- (23) グリーン「一帯一路」構想を進める。「一帯一路」投資協力のグリーンモデルチェンジを加速する。「一帯一路」の共同建設を支持する国向けにクリーンエネルギーの開発利用を展開する。
- (24) 国際交流と協力を強化する。気候変動に対する国際交渉に積極的に参与し、自国の発展途上国の位置づけを堅持し、共同でありながらも区別のある責任原則、公平原則とそれぞれの能力原則を堅持し、自国の発展権益を擁護する。「国連気候変動枠組み条約」及び「パリ協定」を履行し、中国の長期的な温室効果ガス低排出発展戦略を発表し、国際ルールと標準制定に積極的に参与し、公平で合理的で協力的でウィンウィンの地球温暖化対策体系の構築を推進する。

9. 関連法律法規と標準・統計・監督測定システムの健全化

- (25) 法律法規を健全にする。現行の法律法規の中で、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルに適応しない内容を全面的に整理し、法律法規間の接続と協調を図る。カーボンニュートラル特別法を制定し、省エネ法、電力法、石炭法、再生可能エネルギー法、循環経済促進法等の改正を急ぎ、関連法律法規の適用性と有効性を強化する。
- (26) 標準計量体系を完備する。カーボンピークアウトとカーボンニュートラル標準計量体系を確立する。省エネルギー標準の更新を加速し、エネルギー消費限度額、製品設備のエネルギー利用効率に関する強制性国家標準(GB)と工事建設基準の一部を早急に改訂し、重点製品のエネルギー消費限度額の基準を引き上げ、エネルギー消費限度額標準のカバー範囲を拡大し、エネルギー計算、検査認証、評価、審査計等のセット基準を充実させる。地域、業界、企業、製品等の炭素排出審査・精算報告基準の整備を加速し、統一規範の炭素計算システムを確立する。重点業種と製品の温室効果ガス排出基準を制定し、低炭素製品の標準標識制度を完備する。関連国際標準の制定に積極的に参与し、標準国際接続を強化する。
- (27) 統計と監視能力を高める。電力、鉄鋼、建築等の業界のエネルギー消費統計モニタリングと計量システムを健全化し、主要なエネルギー消費産業のエネルギー消費オンラインモニタリングシステムの建設を強化する。二酸化炭素の排出統計システムの整備を強化し、情報化の実測レベルを向上させる。自然資源調査監視システムと生態系カーボンシンク監視計算システムを確立し、森林、草原、湿地、海洋、土壌、凍土、岩溶等のカーボンシンクの基盤調査と炭素貯蔵量に対する評価を実施し、生態保護によるカーボンシンク効果のモニタリング評価を実施する。

10. 関連政策制度の完備

- (28) 投資政策を充実させる。政府の投資ガイドの役割を十分に発揮させ、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルに適応した投融資体系を構築し、石炭、鉄鋼、電解アルミニウム、セメント、石化等の高温室効果ガス排出量のプロジェクトへの投資を厳しくコントロールし、省エネ、環境保護、新エネルギー、低炭素交通運輸設備、CCSとCCUS等のプロジェクトへのサポートを強化する。
- (29) 積極的にグリーン金融を発展させる。グリーン・低炭素金融商品とサービス開発を秩序よく推進し、炭素排出削減に資する貨幣政策ツールを設立し、銀行等の金融機関がグリーン・低炭素プロジェクトのために長期、低コスト資金を提供するよう誘導する。開発性政策金融機関が市場化と法治化の原則に基づき、カーボンピークアウトとカーボンニュートラル目標の実現に長期かつ安定な融資サポートを提供することを奨励する。条件に合致する企業の上場融資と再融資をサポートし、グリーン債の規模を拡大する。国家低炭素モデルチェンジ基金の設立を検討する。民間資本によるグリーン・低炭素産業投資ファンドの設立を奨励する。グリーン金融標準体系を構築し、健全化する。
- (30) 財政・租税価格政策を充実させる。中央と地方政府の財政はグリーン・低炭素産業の発展、技術開発等へのサポートを強化しなければならない。政府のグリーン調達基準を充実させ、グリーン・低炭素製品への購買力を高

める。環境保護、省エネ節水、新エネルギーとクリーンエネルギー車船の税金優遇を徹底し、炭素排出削減に関する税収政策を検討する。再生可能エネルギーの規模化発展を促進する価格メカニズムを確立し、健全化する。差別化電気料金、時分電価と住民電気料金の階段型設定政策を充実させる。「両高」、資源型業界に対する電気価格の優遇を厳禁する。熱供給量の改革を加速し、熱供給量に応じた料金を徴収する。合理的で拘束力を持つ炭素価格システムの形成を加速する。

- (31) 市場化メカニズムの構築を推進する。公共資源取引プラットフォームに頼り、全国炭素排出権取引市場の整備を加速し、市場範囲を徐々に拡大し、取引品種と取引方式を豊かにする。カーボンシンク取引を全国炭素排出権取引市場に組み入れ、カーボンシンクの価値を反映できる生態保護補償メカニズムを確立する。企業、金融機関等の炭素排出報告と情報開示制度を健全化する。エネルギー使用权の有償利用と取引制度を充実させ、全国エネルギー取引市場の建設を加速させる。電力取引を強化し、エネルギー取引と炭素排出権取引の統一的な連結を強化する。市場メカニズムを導入した省エネ方式を発展させ、契約エネルギー管理を推進し、省エネ総合サービスを普及させる。

「意見」に関する所見

位置づけと重要度が極めて高い。「意見」は中国におけるカーボンニュートラル目標を実現させるための最高指針であり、いわゆる「1+N」の「1」である。「N」は各業界・分野のロードマップであり、現時点では各業界協会に作成を委託し、後に発表される予定である。

「意見」では、①生態保護を優先し、グリーン低炭素の質の高い発展道路を選択する、②期限通りにカーボンピークアウトとカーボンニュートラルの目標の実現を確保するとの内容が取り上げられており、必ず期限通りに目標を達成するとの決意を改めて強調した。

原則では、①全国統一に計画、②節約を優先、③政府と市場の両輪駆動、④国内外の連携、⑤リスク防止があり、とりわけ②については、省エネ・エネルギー効率向上への需要拡大、④については、日系企業を含む外資系企業のビジネスチャンス拡大をそれぞれ連想させる。

「意見」は、国内初の中央政府発かつ全国レベルのロードマップとなり、今後各地方政府と各業界団体のロードマップが発表される。また、非化石エネルギー消費比率を 2060 年までに 80%以上に達成する目標を初めて言及し、各主要年次の目標から年平均伸び率を計算すると、2025 年までの第 14 次 5 年計画期間中に年間 0.82 ポイントの上昇、2030 年までの第 15 次 5 年計画期間中に同 1 ポイントの上昇、2030 から 60 年までの 30 年間に同 1.83 ポイントの上昇と、カーボンニュートラル関連のエネルギー構造調整の加速が予測される。

- 2025 年に GDP1 万元あたりの CO2 排出量は 2020 年 (*1) より 18%減少し、非化石エネルギー消費比率は 20%前後、森林蓄積量は 180 億m³に達成する。(*1=0.974t、2020 年の非化石エネルギー消費比率は約 15.9%、2005 年の森林蓄積量は 112.7 億m³)
- 2030 年に GDP1 万元あたりの CO2 排出量は 2005 年 (*2) より 65%以上減少し、非化石エネルギー消費比率は 25%前後に達成し、森林蓄積量は 190 億m³まで拡大する。カーボンピークアウトを達成する。(*2=3.256t)
- 2060 年に非化石エネルギー消費比率は 80%以上に達成し、カーボンニュートラルを実現する。

「発展」が複数回強調される。カーボンニュートラル関連の政策担当部署を環境保護部から国家発展改革委員会へ移設されたが、これはカーボンニュートラルの実現は経済発展を犠牲にすることではなく、発展するとともにカーボンニュートラルを実現することが今後の基本的な方針といえよう。こうした背景のもとで、「意見」では、構造調整を継続し、鉄鋼・建材（板ガラスとセメント）・非鉄金属（電解アルミ）に対しては基本的に新規建設不可（極めて厳しい）、石炭火力発電・石油化学・石炭化学に対してはコントロール政策を新たに実施（やや厳しい）、石油精製をはじめとする高環境負荷生産プロジェクトに対しては、国が許可しない限り新設・規模拡張を認めない（場合により新設・規模拡張もあり得る）といったように、業界ごとに異なる程度の規制が設けられ、今後、業界により差別化管理を実施する見通しである。

ダブルコントロールは今後も継続すると明言した。「意見」では明確に、今後、産業立地選択・産業構造調整・省エネ審査・ダブルコントロールの結合を図ると述べた。今回の電力制限について、一部の原因はダブルコントロールによるとの報道もあるが、実際そのような影響はさほど大きくないと政府から説明があったように、ダブルコントロールを変更する意図はないと理解して良いであろう。

交通分野の電気が強調される。国家発展改革委員会によると、中国は 2050 年までに電力分野におけるカーボンニュートラルを一先ず実現するとの発言があり、「意見」では、輸送業のエネルギー消費低減と輸送手段の電氣化（新エネ車・船等）の普及加速を改めて強調した。

上記以外にも、日系企業として以下のポイントに注意を払う必要がある。

水素と CCUS 関連の技術開発促進、 グリーン低炭素製品・関連サービスの輸入拡大、「一帯一路」構想に関連するグリーンモデルチェンジ（日中第三国進出関連）、省エネルギー法・電力法・石炭法・再生可能エネルギー法、循環経済促進法のフレームワーク作成、電力・鉄鋼・建築等の業界のエネルギー利用統計の強化、重点エネルギー産業を対象とするオンライン統計の普及

II. 『意見』の足元の影響——電力制限の動向

「意見」では、5 大原則の 1 つとしてリスク防止が言及されている。習近平国家主席は 2014 年 6 月に『エネルギー安全新戦略(4 つの革命と 1 つの合作)』を発表し、エネルギー供給と需要のアンバランスや対外依存拡大に対して警鐘を鳴らしている。9 月中旬以降、石炭供給不足による電力制限が中国各地で起きていたが、現時点では電力使用制限は解消しつつある。10 月以降、国務院常務会議では電力と石炭の供給を安定化させることが強調され、また 10 月 11 日に開催された国家エネルギー委員会会議では、「エネルギー供給不足は最大のエネルギーの脅威であり、石炭火力発電のグレードアップ(発電 1kWh 当たり標準炭使用量の削減や排気ガスのクリーン化)を推進するとともに、実情を無視して画一的な電力制限やゲリラ型 CO2 排出削減を防止する」と発表した(図表 4)。また、2016 年と 2019 年と比べて国家エネルギー委員会会議に出席したメンバーのレベルも一層高くなっており、副総理クラスのメンバーは 4 人に達し、エネルギー問題の緊迫性が一層高まったことが伺われる。実際、11 月 3 日付の新華社報道によると、国家鉄道会社管内の発電用石炭輸送量は 10 月以降回復し始め、10 月単月では 1 億 2,200 万トン、前年同月比+25%、前月比+21%であった。また、10 月末時点の全国 363 社の鉄道経由で石炭を輸送する火力発電所の石炭在庫は 19.1 日分まで回復しており、国家発展改革委員会が定めた正常範囲の 20 日分前後に近い状況となっている。11 月 6 日付の発表によると、国家电网は少数の省や「両高」産業向けを除いて、全管内の電力制限をほぼ解除した。

図表 4 国家エネルギー委員会会議の出席者

開催時期	出席者
2016年11月	張高麗（副総理、エネルギー委員会副主任）
	楊晶（国務委員、国務院秘書長）
	王勇（国務委員、国務院安全生産委員会副主任）
	万鋼（科学技術部部長）
	周小川（人民銀行総裁）
2019年10月	韓正（副総理、エネルギー委員会副主任）
	王勇（国務委員、国務院安全生産委員会副主任）
	肖捷（国務院秘書長）
2021年10月	韓正（副総理、エネルギー委員会副主任）
	孫春蘭（副総理）
	胡春華（副総理）
	劉鶴（副総理）
	王勇（国務委員、国務院安全生産委員会副主任）
	王毅（外交部長）
	肖捷（国務院秘書長）
	何立峰（国家発展改革委員会主任）

(出所) 各種報道より MUFG (China) 作成

図表 5 石炭火力発電所の石炭消費量

年	石炭火力発電所の石炭消費量（グラム標準炭/kWh）
2005	370.0
2010	333.0
2015	315.4
2020	305.5
2025E	<300

(出所) 『全国石炭火力発電ユニットグレードアップ実施方案』より MUFG (China) 作成
注: 発電容量が 6,000kW 以上(含)の石炭火力発電のみ

Ⅲ. まとめと今後の見通し

「意見」の発表は、中国におけるカーボンニュートラル目標に向けた関連の制度設計が一段落完成したことを意味し、今後、「意見」に従って各地域、各分野のカーボンピークアウトとカーボンニュートラル関連の政策が次々と発表される見通しである。

カーボンニュートラル目標を実現するためには、エネルギー構造調整を絶えず推進しなければならない。化石エネルギーである石炭と原油の消費は、それぞれ 2025 年と 2030 年にピークアウト達成すると見込まれる。このような仮定のもとでは、新規生産能力の増加は需要に追いつかず、需給ギャップの拡大は長い間に継続する見通しである。一方では、天然ガスは比較的クリーンな化石エネルギーとして、ピークアウト達成時期はおおむね 2035 年前後とみられる。電源構造については、火力発電所の削減や低炭素化グレードアップが推進されつつあり、水力発電の中では揚水発電はピーク調整が可能のため、今後シェアが拡大する見通しである。太陽光発電の中では、特に分散型太陽光発電所に関する促進策が、今後追加的に発表される可能性があり、その系統入り価格の平価化の進捗が注目される。

「意見」では、重点的に「省エネルギー」の重要性を強調していた。省エネルギーは循環経済を発展させるためには最大のポイントである。「クズネッツ環境曲線」の描いたようにマクロ経済の成長は資源エネルギーの消費拡大をもたらす通説は、既に多くの国や地域で証明されているが、省エネルギー技術の開発や規模経済性のある市場応用が拡大すれば、この通説を覆すことにもなり、「発展するとともにカーボンニュートラル目標を実現する」という目標達成に向けた有力なルートともいえよう。また、省エネルギーやエネルギーのスマート利用並びに可視化関連技術は、日系企業に優位性がある分野でもあり、今後の日中協力の有力分野としてもその将来性が大きいとみられる。

MUFG バンク(中国)
 リサーチ&アドバイザー一部
 李 博

人事労務コンサルティング情報/中智上海

「客観的状況に重大な変化が生じた」ことを理由とする労働契約の解除～

労働契約法第 40 条(3)には、「労働契約締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じた」場合、使用者から労働契約を解除できると規定しています。一部の企業では、この規定を利用し、結果的に違法解除となってしまうケースが見られます。そこで今回は、「客観的状況に重大な変化が生じた」の判断基準について解説します。

I. どのような状況にある場合に「客観的状況に重大な変化が生じた」ことを理由とした労働契約の解除が認められるか？

「客観的状況に重大な変化が生じた」ことは、労働契約法が使用者に対し「無過失の状態において労働契約を解除する権利」を付与するものである。しかし、使用者が以下の四条件を満たさず一方的に労働契約を解除したときは、権利の濫用として違法な労働契約の解除となる。

1. 労働契約の締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じたこと。

ここで言う客観的状況は、労働契約の履行と密接な関係がなくならず、無関係な要素であってはならない。

2. 労働契約の履行が不可能になったこと。

もし客観的状況の変化が労働契約の継続履行に影響を与えないときは、使用者は「客観的状況に重大な変化が生じた」ことを理由として労働契約を解除してはならない。

3. 使用者と労働者の協議を経ても労働契内容の変更について合意に達しないこと。

これは非常に重要な点で、多くの使用者が協議を疎かにし、違法な労働契約解除による賠償金を支払う事態になっている。労働契変更について協議するときは、必ず新しい職位の名称、業務内容、職責、賃金(報酬)などを明確にしなければならない。

4. 使用者が三十日前の通知または賃金の 1 ヶ月分の解雇予告手当を支払っていること。

「無過失の状態において労働契約の締結を辞退する権利」を行使する場合であっても、使用者は事前通知か予告手当を支払わなければならない。

II. 会社が一方的に職位を廃止する事は「客観的状況に重大な変化が生じた」に該当するか？

経営上の都合や企業全体の編成上の必要性により、現在の制度体系や従業員の仕事、配置などを調整増減することは、会社の自治権として認められている。

実際によく見られる「客観的状況に重大な変化が生じて」職位そのものが消滅するパターンは、以下の二通りがある。

1. 会社側に大きな技術革新の波が押し寄せ、ある職位の必要性が極端に失われた場合。

科学技術の発展目覚ましいこの時代にあつて、大量のマンパワーを必要とする旧世代的な多くの職位が人工知能に取って代わられており、特に旧来型の製造業で、この流れが顕著である。このような状況下にあつて、会社側は人件費や業務効率を考慮し、旧来の職位を廃止する場合はそれに当たる。

2. 業務収益が芳しくない不必要な職位を廃止する場合。

但し実際の司法判実務においては、業務収益が芳しくなく不必要な職位を廃止することが、労働契約の締結時に拠り所とした客観的状況に重大な変化が生じたとみなされるか否か議論が続いている。

注意しなければならないのは、もし職位の名称を変えただけでその業務内容や職責に何ら変化がないとき、または他の職位や部門と統合したが元の職位の業務自体は残っているときなどは、「客観的状況に重大な変化が生じた」場合に当たらない事である。なぜなら、表面上職位を廃止しただけで、元の職位の業務やサービスに対する需要があるからである。

Ⅲ. 工場が移転する場合は「客観的状況重大な変化が生じた」にあたるか？

もし移転先がそれほど離れておらず労働契約の履行に大きな影響を及ぼさないならば、これは「客観的状況に重大な変化が生じた」ことにならない。この場合は単なる労働契約の変更となるので、使用者は労働者と協議することになる。

もし移転先が別の省などの場合は、勤務場所が大きく変わるだけでなく、社会保険や最低賃金も変化するので、この場合は「客観的状況に重大な変化が生じた」ことになる。

中智上海経済技術合作有限公司 中智日本企業倶楽部・智櫻会

グローバルにリードする人的資源総合サービスサプライヤーである中智は、1987年に中央政府管理下の国有重点骨幹企業として設立されました。中智では現在、世界500強企業や中国500強企業を含む全世界の企業と、そこに勤める中堅、上級技術者や管理者及び従業員へ人的資源の専門的サービスを提供しています。日系企業向けのサービスには中智日企倶楽部・智櫻会・HR法務センターがあり、人事労務法務最新情報発信及びコンサル、人事アウトソーシング、日系企業の交流会等を提供しています。

規制動向

習近平主席の第四回中国国際輸入博覧会開会式講演

発表日:2021 年 11 月 04 日

1. 輸入貿易促進イノベーションモデル区を増設し、越境電子取引(EC)の輸入小売商品のリストを改善する。
2. 外資ネガティブリストの対象を縮小し、通信やヘルスケアなどのサービス業の開放を拡大する。
3. 先端製造業、現代サービス業、ハイテク産業、省エネ環境保護産業などの分野で外資を引き入れる。中国の中西部・東北部に外資を引き入れる。

原文リンク

[习近平在第四届中国国际进口博览会开幕式上的主旨演讲（全文）](#)

「環境保護総合リスト(2021 年版)」の発表に関する通知

番号:環弁総合函[2021]495 号

発表日:2021 年 11 月 02 日

1. 本リストは「高汚染、高環境リスク」(「両高」)の製品リスト及び環境保護重点設備リストであり、記載されている「両高」製品は今後禁止・淘汰される可能性が大きい。企業技術のアップグレードやイノベーション、また重点産業や企業のグリーン発展へのシフトを促進するもの。環境保護重点設備を購入する企業は、税務面のメリットを享受できる可能性がある。
2. リストに記載されている「両高」製品は計 932 品目。

(例)

大気汚染物排出製品:コークス、木工塗料など

水汚染物排出製品:セミケミカルパルプ、旨味調味料など

固体廃棄物・危険廃棄物排出製品:ニクロム酸ナトリウム、鉛蓄電池など

原文リンク

[关于印发《环境保护综合名录（2021 年版）》的通知](#)

[《环境保护综合名录（2021 年版）》](#)

[生态环境部综合司有关负责人就《环境保护综合名录（2021 年版）》答记者问](#)

[一图读懂《环境保护综合名录（2021 年版）》](#)

コラム

中国新エネ車・普及率目標決定～【通達】国発「2021」23 号通達について～

- 10 月 24 日 国務院より『2030 年前にカーボンピークアウト実現の行動方案』(国発「2021」23 号通達)が発表。新エネ車につき 2030 年までの国内における普及率*を 40%とする目標が打ち出された。
- 新エネ車普及率目標について、従来業界でも複数のディスカッションが報告されている。2016 年 中国自動車工程学会 (CAAM) は工業信息化部の要請に基づき、『節能与新能源汽车技術路線図(ロードマップ)1.0 版』を作成。その中で 2030 年新エネ車普及率 40%～50%の目標を設定していた。当時、中国は新エネ車育成を目的にして、多様な補助金を拠出。その要因もあり、新エネ車販売は 2015 年と 2016 年と 2 年連続で 100%以上の成長率を実現。
- しかし、2019 年より補助金が見直され、インフラ設備の充実化に方向転換をした。加えて、2018 年から自動車市場全体は新規購入が増えていく市場から買い替え需要に支えられる市場へ変化、出荷台数の年間成長率は初めてマイナスに転落。こうした影響を受け、新エネ車販売成長率も 18 年 70%、19 年 40%に低下した。
- 2020 年 10 月 CAAM は『ロードマップ 2.0 版』の中で 2030 年新エネ車普及率を 40%、BEV+PHEV 車普及率を 30%に目標を下方修正していた。
- 一方、テスラの国産化、Nio、小鹏、理想等の新興 OEM 販売の拡大、五菱 MINI 等 5 万元以下の低価格市場が伸長したことを受け、2021 年は新エネ車が更に普及した。2021 年 9 月の単月普及率はすでに 19%を突破していた。
- こうした背景および市場成長を勘案し今回国務院は「40%」という目標設定を行ったものと思われる。

(※)普及率の意味は「当年度新エネ車新車販売台数が当年度新車全体の販売台数に占める割合」であり、“NEV 率”および“浸透率”と同一概念。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2021年11月)

■ MUFG BK 中国月報 2021年10月号(第188号)

2021年上半期の経済情勢と2022年秋の第20回党大会に向けて動き始めた中国

<https://www.bk.mufig.jp/report/inschimonth/121100101.pdf>

トランザクションバンキング部

■ ニュースフォーカス No.11 2021

香港 2021年施政方針を公表

https://rmb.bk.mufig.jp/files/topics/1392_ext_02_0.pdf

アジア法人営業統括部 アドバイザリー室

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 リサーチ & アドバイザリー部 中国調査室
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先: 石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214